

令和6年度（第4回）大磯町国民健康保険運営協議会

日時 令和6年12月25日(水)

午後7時から午後8時まで

場所 大磯町役場本庁舎4階第1会議室

< 開 会 >

<会長あいさつ>

(会長あいさつ省略)

<議事>

(事務局による資料確認)

【議 長】

本日の出席委員は、現時点では8名です。過半数を超えておりますので、大磯町国民健康保険運営協議会規則第3条第2項の規定により、会議は成立しております。

なお、「大磯町審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、審議会等の会議は原則公開となっており、当協議会についても公開の対象となります。傍聴の方がいらっしゃったら傍聴を許可しますので、事務局は、傍聴人の確認をお願いします。

【事務局】

傍聴人は、2人です。

【議 長】

傍聴を許可しますので、傍聴人は着席してください。

本日の議題は、議題1．議題2．となっています。会議を確実に進行させるために各議題の進行時間を予め決めておきます。議題1で約30分、議題2で約30分と予定していますが、あくまで目安と考えています。十分な審議をしたいと考えていますので、よろしくお願いします。

それでは、「議題1 大磯町国民健康保険税率等の改定について」の説明を事務局から、お願いします。

<議題1 大磯町国民健康保険税率等の改定について>

【事務局】

第3回に令和7年度国民健康保険事業の収支見込みを説明しましたが、12月13日までに新たにわかった情報をもとに変更した箇所がありますので、御説明をさせていただきます。

では、資料1を御覧ください。この資料は、資料1参考の令和7年度国民健康保険事業の収支見込みを総括した資料となっておりますので、資料1参考と併せて御覧ください。

では、まず「資料1」の「1 歳出」です。この歳出額については、医療給付費分5億8,822万5千円、前回より57万7千円減額となっています。後期高齢者支援金分2億1,680万5千円、介護納付金分8,157万6千円は変更がなく合計8億8,660万6千円となります。

こちらは、「資料1参考」の1ページの「A 事業費納付金」及び同資料2ページの「B 市町村経費」を合算した額が記載されています。

先程、医療給付費分5億8,822万5千円、前回より57万7千円減額となっていると説明しました。詳細は、「B 市町村経費」のその他が758万円から700万3千円に変更したものです。

また、令和7年度の事業費納付金について、現時点で神奈川県から、納付金の見込額が示されており、最終的に確定した金額については、過去の経緯や直近の神奈川県への確認状況から、例年通り年明けになる見込みです。そのため、例年の事前に示された納付金額と最終的に示された納付金額との間に大きな乖離がないことから、本協議会では、既に示されている納付金の見込額を活用し、算定させていただいています。

次に「資料1」の「2 歳入」です。歳入を大きく分けると、収入見込額として、交付金や法定内繰入金等のその他収入と現行保険税率での収納見込額に分けることができます。これらを合算すると、医療給付費分5億7,430万2千円、後期高齢者支援金分2億325万1千円、介護納付金分6,726万3千円、合計8億4,481万6千円となります。前回と変更はありません。

こちらは、「資料1参考」の4ページ「D 収入見込額（特別交付金・基盤安定繰入金・法定内繰入金・滞納分保険税等）の合計」及び同資料6ページの「F 現行保険税率での収納見込額」を合算した額が記載されています。

次に、「資料1」の「3. 歳入と歳出の差額」ですが、歳出から歳入を差し引くと、医療給付費分は、1,392万3千円の不足、後期高齢者支援金分は、1,355万4千円の不足、介護納付金分は、1,431万3千円の不足となっており、合計で4,179万円となり、歳出額が減額したことにより、前回の資料より57万7千円減額となっています。

ここで、前回の会議において議論を交わした内容を再度確認させていただきます。

- ①不足を補填するため、令和7年度の財政調整基金の活用について、基金を2,000万円取り崩す方向性としたこと。
- ②基金を2,000万円取り崩しても不足するため、税率額等の改定が必要となり、税率額の改定率を提示した中で検討することとしたこと。

これらを踏まえ、どの保険税率額等の改定が適正か最終的に判断していただきたいと思います。引き続き、「資料1」の「4 財政調整基金」を御覧ください。前回の会議の中で、財政調整基金を2,000万円取り崩すことに御理解をいただいていると考えています。

そこで、「資料1参考」の7ページ「H 財政調整基金の残高」を御覧ください。

令和6年12月25日現在で、財政調整基金の残高は、2,758万8,131円になります。基金を2,000万円取り崩した時の不足額は、2,179万円となります。

続きまして、「資料2」を御覧ください。

プラン1～2は不足額4,179万円を補填するため、税率額等を改定するものの、一定の改定率でとどめ、残る不足額を基金2,000万円の取り崩し及び一般会計からの繰入金で賄うプランです。

プラン3は、一般会計からの繰入れをしないことを前提とし、税率額等の改定と基金を取り崩

すというプランです。

プラン4は、基金の取り崩しも一般会計からの繰入れもどちらもせずに税率改定のみで不足分を補填するプランとなっています。

続いて、表の①から⑤について説明します。表の上段にある① 6億4,572万3千円の金額は、歳出と歳入の収入見込額の合計の差額になります。この金額を保険税、基金、一般会計からの繰入金で財源を確保する必要があります。次に表中の②の合計欄は、設定した保険税率での収納見込額になります。③はプランごとの保険税率での①に対する不足額になります。④は財政調整基金の取り崩し可能額になります。⑤は一般会計からの繰入額の欄になります。

では、次に現行税率、表中の太枠を御覧ください。現行の税率額で行った場合、収納見込額は、6億393万3千円となります。不足額4,179万円を補填するため、基金を2,000万円取り崩しても、さらに一般会計から2,179万円繰入れることになります。

プラン1からプラン3については、令和6年度予算における税率額改定率3.49%を参考に作成しています。

プラン1は、改定率2.98%、プラン2は、改定率3.50%、プラン3は、改定率3.82%になります。

プラン1 保険税、基金、一般会計からの繰り入れにより資金を確保するプランです。

医療給付費分 所得割 0.2ポイントアップ 6.7%、
均等割額 1,000円増額 26,500円、平等割額 改定なし 21,000円、
後期高齢者支援金分 所得割 0.2ポイントアップ 3.1%、
均等割額 1,000円増額 14,500円
介護納付金分 所得割 0.2ポイントアップ 2.6%、
均等割額 1,000円増額 13,600円の改定率額です。

プラン1の税率額での収納見込額は、6億2,190万6千円となります。現行税率に比べ1,797万3千円の増となります。基金を2,000万円取り崩し、一般会計から381万7千円繰入れるプランです。歳出金額が57万7千円減額したことから一般会計からの繰入額は439万4千円から381万7千円に減額となっています。

プラン2 保険税、基金、一般会計からの繰り入れにより資金を確保するプランです。プラン1との違いは、医療給付費分の所得割を改定したものです。

現行と比較し、医療給付費分 所得割 0.3ポイントアップ 6.8%、

プラン2の税率額での収納見込額は、6億2,505万円となります。現行税率に比べ2,111万7千円の増となります。基金を2,000万円取り崩し、一般会計から67万3千円繰入れるプランです。歳出金額が57万7千円減額したことから一般会計からの繰入額は125万円から67万3千円に減額となっています。

プラン3 一般会計からの繰り入れは行わず、保険税、基金の繰り入れにより資金を確保するプランです。プラン2との違いは医療給付費分の均等割を改定したものです。

現行と比較し、医療給付費分 均等割額 1,500円増額 27,000円、

プラン3の税率額での収納見込額は、6億2,697万9千円となります。現行税率に比べ2,304万6千円の増となります。基金を1,874万4千円取り崩し、一般会計は0円のプランです。歳出金額が57万7千円減額したことから基金の取り崩し額は1,932万1千円から1,874万4千円に減額となっています。

プラン4 不足分全額を保険税により確保するプランです。プラン3との違いは、医療給付費分の均等割、後期高齢者支援金分と介護納付金分の所得割と均等割を改定したものです。現行と比較し、医療給付費分 所得割 0.4ポイントアップ 6.9%、均等割額 2,500円増額 28,000円、後期高齢者支援金分 所得割 0.3ポイントアップ 3.2%、均等割額 2,000円増額 15,500円、介護納付金分 所得割 0.9ポイントアップ 3.3%、均等割額 4,900円増額 17,500円の改定率額です。

プラン4の税率額での収納見込額は、6億5,234万1千円となります。現行税率に比べ4,840万8千円の増となります。基金、一般会計からの繰入がないプランです。このプランでは基金に661万8千円を積み立てることができます。歳出金額が57万7千円減額したことから基金の積立額は604万1千円から661万8千円に増額となっています。

資料3を御覧ください。

この表は、各家族状況に応じたプランによる値上げ額を示させていただきました。左側から現行税率額、プラン1から3までの税額を示したものになります。下段には、改定による影響額を記載しています。

資料4を御覧ください。

① 年齢階層別被保険者数についてです。令和6年11月30日現在の被保険者数は6,087人となっています。そのうち、65歳以上は2,867人で約47%を占めています。

② 世帯構成及び所得状況について、令和6年11月30日現在の世帯構成については、単身世帯が最も多く、国民健康保険加入世帯の割合で67.7%となっています。また、所得200万円以下及び未申告者の所得状況については、3,494世帯82.9%となっています。

以上のことから、国民健康保険税率及び税額の改定について審議をお願いします。説明は、以上になります。議長よろしく申し上げます。

【議長】

ただ今の事務局説明に対し、質問のある方は挙手をお願いします。

【議長】

質問がないようですので、私から1点御質問させていただきます。均等割を改定すると低所得者にはどのような影響がありますか。

【事務局】

資料3の1ページを御覧ください。

年金受給者の1人世帯になります。7割軽減世帯になりますので、下段の改定の影響金額は、年間600円から800円となり、大きく影響が及ばない状況です。

2ページを御覧ください。

年金受給者の2人世帯になります。7割軽減世帯になりますので、下段の改定の影響金額は、年間1,200円から1,500円となり、大きく影響が及ばない状況です。

【議 長】

ありがとうございます。

基金を2,000万円取り崩すことは、第3回で御了承いただいております。そのため、プランの4はなくなると思います。令和6年度改定率からプラン1～3で考えてみたいと思いますが、事務局案はありますか。

【事務局】

事務局としての考えですが、税率額等を改定するものの、昨年度と同程度の改定率でとどめ、残る不足額を基金の2,000万円取り崩し及び一般会計からの繰入金で賄うプラン2を考えています。

理由としては、国民健康保険事業を運営するにあたり、被保険者からの保険税収入と定められた公費で賄う独立採算制が原則ですが、保険税と基金で賄えば、改定率を大幅に上げることになり、被保険者への負担が大きくなります。仮に、税率額を相当な率まで上げても、滞納額が増えてしまえば、予定していた収納額が確保できなくなることもあります。

また、国民健康保険事業を運営するにあたり、被保険者の実態を考慮すると、一般会計からの繰入れは不可避であると考えます。以前に税率額の改定があった令和6年度を参考に見てみると、約3.5%となっており、令和5年度の収納率と比較しても同等程度となっていることから、税率額を改定しても前年度同等程度の収納が見込めると想定しています。今後も国民健康保険を運営していくにあたり、不足額が生じることは想定されますので、毎年税率額等を上げざるを得ない状況にあると考えています。

【議 長】

ありがとうございます。

事務局としての考えが示されましたが、協議会として、どのプランにするか御意見をいただきたいと思います。

プラン1～2は不足額4,179万円を補填するため、税率額等を改定するものの、一定の改定率でとどめ、残る不足額を基金2,000万円の取り崩し及び一般会計からの繰入金で賄うプランになります。

プラン3は、一般会計からの繰入れをしないことを前提とし、税率額等の改定を相当の率まで

上げ、基金は1,874万4千円取り崩すというプランになります。

プラン1～2のように税率改定を一定程度にとどめながら、基金と繰入れを活用していくのか、プラン3のように繰入れをせずに税率を大きく上げ、基金を活用したものにするのか、大きく分けるとその2つになると思いますので、意見をお願いします。

【委 員】

税率を上げると滞納が増えるという予測を教えてくださいましたが、例えばプラン2とプラン3では滞納がどれくらいになりそうという予想はありますか。

【事務局】

資料4の裏面を見ていただくと、国民健康保険の加入されている方の収入の状況というのがわかるかと思うのですが、現役世代ではない方の加入がほとんどかつ、所得に関しても大きくないということがあります。そうすると、保険税が生活に占める割合が高くなってきてしまうとわずかに数百円とはいえ、年間の中での数百円が大きく響くことが考えられますので、どれくらい滞納額が増えるのかというのは難しいところなのですが、生活実態を加味した上でのプランになります。

【議 長】

他に何かありますか。

【委 員】

プランの2の3.5%で良いとは思うのですけれども、基金の取り崩し額を2,000万円であると固執しないで、一般会計からの67万3千円を基金の取り崩し額を2,067万3千円にした方がすっきりするし、そっちのメリットの方があろうと思うのですが、いかがでしょうか。

【事務局】

実際、一般会計からの繰り入れをしないで独立採算とするというのは確かに一理あります。ただ、次年度の保険税を考えると正直2,000万円取り崩すのは厳しいのですが、少しでも残しておきたいというようなところがあります。67万3千円というのは億単位の金額からすると、わずかではありますが、全体の基金の残額が700万円少しになってしまうことを考えた時にわずかであっても、財政の継続性を考慮し、残しておきたいと考えています。

【委 員】

そういう理由があれば、わかりました。

【委 員】

財政調整基金というのは足りないから補填してくれるというものではないのですか。

【事務局】

元々、基金の原種というのは実際に収納した保険税であり、前年度に使わずに納まった金額をその年度以降に国民健康保険会計を運営するために使う基金として積み立てているものになりますので、ここが0になってしまったら、保険税を一気に上げるか一般会計から多額に積み込むかしかなくなります。例えばですけれども、今年度の3月までに使った金額の中で、余剰が出れば9月に基金として積み立てができ、それを来年に保険税を決めるときに、その積み込みができた基金を今回のように取り崩すことで、保険税率の上昇を抑える事が出来るかどうかになりますので、この基金はあくまで保険税率を抑えていくというもののために使うものです。0になると保険税と一般会計からの繰り入れに頼るしかなくなり、原則、独立採算制であり、一般財源から別の形で交付金としていただいているものもありますので、納税者の方からすると知らないところで国保の財政を支えるという現象が起きてしまいます。

【議 長】

ここで、プラン1～2にするか、プラン3にするか挙手により決定したいと思います。それではプラン1～2に賛同される方挙手をお願いします。

プラン1～2、5名

ありがとうございました。

多数決の結果、本運営協議会では、まず、プラン（1～2）に決定させていただきます。

では、プラン1に賛同される方挙手をお願いします。

では、プラン2に賛同される方挙手をお願いします。

はい、では、全員プラン2ということでプラン2に決定させていただきます。

議題1については、以上となります。次の議題に入らせていただきます。「議題2 答申について」です。

<議題2 答申について>

【議 長】

これから本協議会として、町長に提出する答申を作成することとなりますので、事務局はここまでの結果を反映させた答申(素案)の作成をお願いします。

この作成が完了するまで、暫時休憩といたします。

答申（素案）の作成・配布

【議 長】

では、休憩を閉じて再開いたします。事務局は、答申（素案）の読み上げをお願いします。

【事務局】

では、ただいま配布させていただきました答申(素案)を御覧ください。本日までの議論をもと

に作成した答申（素案）となりますので、ここで全文を読み上げさせていただきます。

答申(素案)の読み上げ

答申(素案)については、以上となります。

【議 長】

ありがとうございます。

本日までの協議内容を盛り込んだ答申(素案)が示されました。答申には本協議会からの要望を盛り込むことが出来ます。委員の皆さまから御意見を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

意見がないようでしたら、答申については、案を採っていただき、この内容で完成とさせていただきます。次の議題に入らせていただきます。「議題3 その他」ですが、事務局から、何かありますか。

<議題3 その他>

【事務局】

事務局からございます。今後の流れについてです。今年度の諮問された内容について、国民健康保険運営協議会として示された答申を議長から町長へ渡すこととなります。

今回の答申は、国民健康保険税率の改定が必要であるという答申内容ですので、答申の結果を町の政策会議や福祉文教常任委員会に報告し、2月に行われます議会に対して、答申内容を反映させた国民健康保険税条例の一部改正条例を提案する予定です。議会で可決されれば、令和7年度の国民健康保険税率が改定されることとなります。今後の流れにつきましては、以上です。

【議 長】

ただ今の事務局説明に対し、質問のある方は挙手お願いします。

【委 員】

このような会議は、他の市町村もあるわけだと思いますが、他の市町村の状況を確認している等はありませんか。

【事務局】

大磯町の場合では、一気に保険税率を改定するのは望ましくないということで、以前は3年に1回くらいで改定していたのですが、毎年皆さんに審議していただいて改定する。あるいは、改定しなかった年次もありますので、そういった作業をこの時期にさせていただいております。どこの自治体も税率をどうするのかというのは同じように審議しております。ただ、毎年行っているところと何年かに分けてやっているところというのがあります。

昨年度の例でお伝えすると、保険税をあまり改定してこなかったところが、12%等一気に改定をすることになり、かなり被保険者の方から「負担が大きすぎる。」というような影響を受けてい

るといったところもありますので、基本的には皆さん神奈川県に納付する事業費納付金というのが同じように示されますので、それを基に次年度の国民健康保険事業が運営できるかどうかというのを同じように精査し、時期的には3月の議会に条例の改定を提案されるというのがスタンダードになります。

【議 長】

その他に、ありますでしょうか。それでは、本日の予定議題は、これで終了となりますが、全体を通して質問のある方は、いらっしゃいませんか。質問がないようでしたら、事務局から何かありますか。

【事務局】

本日はありがとうございました。議事録については、事務局で取りまとめを行いますので、確認作業について、引き続き御協力をお願いします。また、議事録を確認していただく際に答申を同封させていただきたいと思いますので、内容を併せて御確認いただきたいと思いますと考えております。

本日はどうもありがとうございました。

<会議資料>

- ・ 令和6年度第4回大磯町国民健康保険運営協議会次第、委員名簿
- ・ 資料1 令和7年度国民健康保険事業の収支見込み（総括表）
- ・ 資料1 参考 令和7年度国民健康保険事業の収支見込み
- ・ 資料2 国民健康保険税率額改定一覧表
- ・ 資料3 ケース別の詳細税額
- ・ 資料4 国民健康保険被保険者の現状について